

に行うというのがどうしても腑に落ちない、なぜなのかというところで、ぜひ今後、追及と言うと言い過ぎですけども、お聞きしたいと思いますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

もう時間ですので、質問はここで終わります。

## 大道寺 信議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位7番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります2点について質問をいたします。

大きな1点目は、タスの底地買い取りについてであります。

この事項につきましては、本定例会一般質問で多くの議員が質問しておりますので、重複しますが、ご理解をいただいてご答弁をお願い申し上げます。

さて、タスの底地買い取りについては、タスパークホテルを運営する商工会議所から市及び市議会に要望書が提出され、これに対応して実施することになったところであります。

要望書では、財団法人若者定住促進センターの解散により、平成13年に山形県及び長井市から商工会議所に引き受けの要請があり、この要請を受けて購入し、9年間運営をしてきたが、経済環境の悪化等により先行き不透明な中で取得費用の借入金総額7億円の全額返済には相当の時間を要することから、これまでの経過やタスの運営、公共施設の配置状況等を考慮し、底地を長井市に取得してもらうのがふさわしいと判断したことから、買い取りを要望するとのものです。

これを受け、市としては、商工会議所の運営

自体にも影響を与える可能性があることから、地域経済の振興に資する商工会議所の健全経営を図ることを目的として土地を取得するため提案されたものでありますが、以下、幾つかの点について質問をいたしますので、明確な答弁をお願いするものであります。

第1点目は、市民にとって買い取りが必要な理由は何かについてお聞きをいたします。

商工会議所の健全な運営を図ることを目的とするという理由は理解できますが、タス建設は、建設の経過とも関連し、かつて市長選挙の大きな争点になったこともあり、それだけに市民の皆さんからはさまざまな意見があることも事実であります。その点からいえば、買い取り価格2億7,800万円を一括で購入するのか、分割で購入するのかの議論よりも、買い取りをなぜしなければならないのかが重要であると考えます。

特に、市民にとって買い取りが必要な理由を明らかにして理解を得ることが必要と考えます。タス建設時の考え方にもさかのぼるのではないかと思います。この間の地域の活性化、経済振興等に果たしてきた役割や今後の位置づけ等も含めて市長の見解をお聞きをいたします。

第2点目は、借地料の考え方と商工会議所の経営改善計画は整合するののかについてお聞きをいたします。

「買い取り後に商工会議所から借地料を徴収することになります。その金額は坪4,800円とする」との説明を受けました。この金額は現在、商工会議所が徴収している基準と同じとなっています。一方で、商工会議所の会館運営特別会計は年々厳しくなっており、そのことが商工会議所自体の運営にも影響しており、そのため借入金を返済するために土地の売買をしなければならないとの判断に至ったものと考えます。

当然、売却による借入金の返済は経営改善につながると思いますが、借地料の金額も経営改善に影響するものと考えます。土地は買い取り

したが、経営は改善しないのでは何のためにするのか分からないものとなります。当然、土地の売却後の商工会議所の経営改善計画がどうなるかは市としても把握しなければならないと思いますが、どのようになっているのか、お聞きをいたします。そういう点で借地料の考え方の整合性がわかるものと考えます。あわせて、長井市の土地の借地料の基本的考え、基準があれば、商工観光課長にお聞きをいたします。

第3点目は、今後のタスへの支援は利用者をふやすことではないかについてお聞きをいたします。

タスの運営は、経済環境にも大きく左右されます。今日の厳しい不況下においては、利用者の減少から引き続き厳しい状況が続くものと思います。今回の底地の買い取りは経営改善の一つの施策であります。継続的に支援していく必要があると考えます。これまでもタスのあり方について議会でも質疑されましたし、検討委員会も行われた経過があると認識していますが、しかし、実際に実施されたものは少なかったように思います。

例えば物産館の場所や、市民が気軽に入れる施設にすること等が検討されたと記憶しております。再度検討して利用者をふやすことに努力をしていくべきと考えますが、商工観光課長の見解をお聞きをいたします。

第4点目は、企業立地基金にかわる新たな基金の内容はについてお聞きをいたします。

タスの底地買い取り資金として企業立地基金を廃止する議案が上程されました。企業立地基金は、当初は日鍛バルブから返還された補助金を財源に日鍛バルブ誘致のための誘致企業基金としてつくられましたが、その後、日鍛バルブからの申し出もあり、日鍛バルブ以外の企業にも適用できるものとして現在に至っております。厳しい経済環境もあり、実際には使われたことはありませんが、将来の産業振興には必要なもの

のであることは言うまでもないと考えます。今回の廃止は必要性がなくなったとの理由であります。現時点ではそうかもしれませんが、今後のことを考えたときには必ずしも納得いくものではありません。

一方で、今後、来年度には、これまでより補助できる範囲を拡大するなどを検討して新たな基金を考えていきたいとの話をされています。厳しい経済環境であります。将来の長井市にとっては企業誘致等の産業振興は不可欠であると考えます。新たな基金は今後検討するとのことですが、具体的なものはまだないと思えます。現時点でどのようなことをお考えなのか、市長にお聞きをいたします。

次に、大きな2点目の生活排水事業についてお聞きをいたします。

長井市の生活排水事業は、公共下水道（特別環境保全を含む）、農業集落排水、市町村設置型合併浄化槽の3事業で進められています。このうち農業集落排水事業は新規には行わないこととしており、今後の事業は公共下水道及び合併浄化槽での展開がされていきます。これまでの国の汚水行政は、公共下水道は国土交通省、農業集落排水は農水省、合併浄化槽は環境省で別々に、いわば縦割りで進められてきましたが、近年では3省が連携して進められており、効率的に整備できる体制ができつつあります。その意味でも長井市の生活排水事業は国の動向に沿った取り組みがなされていると思います。一方で、市民にとって課題となっている事項も公共下水道、合併浄化槽それぞれに抱えていると思いますので、以下、質問するものであります。

第1点目は、公共下水道事業の未加入者の実態はどうなっているかについてお聞きをいたします。

公共下水道は、処理区域内であれば本管への接続義務及び受益者負担金納付の義務が生じ、原則としては、区域内であれば100%加入して

+

ることになります。しかし、加入状況をあらわす水洗化率などの指標を見ると、そうはなっていません。また、受益者負担金の収納状況を見ると、延滞繰越金も平成21年度決算で収入未済額が430万円となっています。これらの数値は必ずしも未加入者をあらわしているとは限りませんが、未加入の実態はどのようになっているのか、また、なぜ未加入なのかについてお聞きをします。

経済的理由であったり、老人ひとり世帯や老人のみ世帯であり、加入の意思がないこと、既に合併浄化槽で整備しているから等の理由があるのではないかと思います。未加入者は率的にどうなっているのか、その理由はどうなっているのかについて上下水道課長にお聞きをいたします。

第2点目は、国の今後の汚水処理のあり方に関する検討会での議論はどのようなものかについてお聞きをいたします。

先ほど申し上げましたが、国では汚水処理を所管する国交省、農水省、環境省の3省は、より効率的な汚水処理行政を検討するため「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」を設置し、議論が進められているとお聞きをいたしました。その中では、「公共下水道が処理区域になった時点で必ず接続と負担金納付の義務が生じることがよいのかどうかの議論もなされている」という話を舟山康江農林水産大臣政務官からお聞きをいたしました。処理区域であっても、合併浄化槽で処理している世帯も義務が生じることには疑問がある等のことです。また、老人のみ世帯で加入の意思のない世帯にも納入してもらうことも課題ではないかと思います。

そして、それらのことも含めて今後の議論に資するための県、市町村へのアンケートを実施したとお聞きをしています。その検討会で議論されている内容がどのようなものか、把握しておられればお聞かせをいただきたいと思います。また、アンケートの内容と市としての回答につ

いて、主なもので結構ですので、上下水道課長にお聞きをいたします。

第3点目は、浄化槽事業の設置数の実績と今後の整備目標についてお聞きをいたします。

長井市の市町村型浄化槽での整備を開始以降、公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の整備を進めてまいりました。今後は、この事業を中心に処理区域が拡大していくこととなりますが、今日の経済状況から設置数が減少しているようであります。設置申請の際の事務上の課題もあるとの声も聞いています。

そこで市町村設置型での整備を開始して以降の設置数の実績はどうなっているのか、わかれば地区ごとにどのようなになっているか、お聞かせいただきたいと思います。また、今後の整備の目標はどのように考えているのか、そのことによって整備が必要な基数に対してどの程度になるのかについて建設課長にお聞きをいたします。

第4点目は、浄化槽設置の際の関係先の同意は改善されたのかについてお聞きをいたします。

浄化槽事業での課題は、申請の際に放流先が用排水路の場合は土地改良区あるいは用排水管理会や田の所有者の同意を申請者がもらわなくてはならないということであり、私は以前も同様の質問を申し上げてまいりました。その後、改良区とも話した経過がありましたが、いまだ同意が得られてないという状況であると思います。

長井市における合併浄化槽は高度処理であり、かつ管理は市が行うものであることから、従来問題とされた汚水のまま放流されたりすることはないと思いますし、処理せずに放流される生活雑排水の方が田などには悪い影響があることから、関係先への理解を求める努力をしていく必要があると考えます。建設課長の見解をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大道寺議員のご質問にお答えいたします。私の方からは、タスの底地買収についての2点について答弁申し上げます。

まず、第1点目のタスの底地買収について、市民にとって買い取りが必要な理由は何かということでございます。これについては、昨日の安部議員、高橋議員のご質問にもお答えいたしました。大きく2つあるというふうに思っております。まず1つは、タスビルは市の産業振興の拠点としての機能があるということ、さらにコンベンション機能も含めた交流拠点として必要な施設であるというふうに考えていることでございます。

7月に商工会議所から提出されました要望書にもありますよう、置賜地域唯一の多機能を備えた年間15万人が利用している施設であるということが大きな理由でございます。この施設を失うことは長井市民にとりまして、ある意味、市民が他地域に対して誇れる一つのものではないかなというふうに思っております。大きなマイナスになるのではないかと考えております。

2つ目でございますが、タスを平成13年当時、財政再建中の長井市にかわって前の若者定住促進センターから継承するという商工会議所が大英断を下してくださったと。今日まで厳しい状況の中、営業を行ってきた商工会議所自体が、このままの状況が長期化すれば厳しい状況に陥る可能性があるということでございます。商工会議所の基盤が厳しい状況になるということは、とりもなおさずこの長井地域経済の基盤自体が揺らぐことになる可能性もあると考えております。こういった状況判断から、このたびタスビルの約53%を占める私どもの財団であります地場産業振興センターの底地を購入するという形で支援を行うと決断したところでございます。

なお、長井市が今まで行財政改革を進めてきた中で、将来負担も考えた場合、借地をとにか

く改めていかなきゃいけない、必要な土地についてはできるだけ購入させていただいて将来負担を軽くする、そんな方向性でまいりましたので、そういった意味でも合致する今回の底地買い取りだというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の企業立地にかわる新たな基金の内容ということでございますけれども、これも安部議員、高橋孝夫議員、それから我妻議員の答弁の中にもいろいろお話をさせていただきましたが、今の企業立地基金については、大道寺議員がただいま申し上げられたとおりでございます。ただ、私が感じておりますのは、少し欠けてる部分というのは、どうも製造業を念頭に置いた基金だったのではないかと。すなわち設備投資の部分は今まで入ってなかったんですが、まず最初は土地の買収に対する支援だと、次に、平成20年度の12月議会で改めさせていただいたんですが、そのときには、今度は市内の今ある企業の受注拡大を図る意味でも設備投資にもこれを使えるようにすべきだと。

一昨年のリーマンショック以降、残念ながら設備投資は抑制ぎみでございますので、申し込み等、該当する内容はございませんが、それに加えて、これからはやはり雇用ということをまず第一に考えた場合に、製造業にかかわらず、ある一定程度の新たな雇用を生み出すそういった企業の活動に対して支援するべきというふうに思っているところでございます。

現在、国の方でも4種類ほどいろんな雇用のための措置がなされております。これは例えば雇用調整助成金ということで、現在雇用されている社員の、職員の人件費を基準に達すれば3分の2とか4分の3一定程度支援するというものであったり、あるいは就職難の時代だということで、トライアル雇用みたいな形で、要は訓練を目的としたトライアル雇用、あとは、今までもありましたように、ひとり親世帯あるいは

+

障がい者に対する雇用を厚くするという支援制度または若年層の新規雇用についての条件とか、そういったことがあるんですけども、これに国にあわせて市独自にそれに追加するなり、あるいはそれに該当しない部分を長井市で支援するというのも考えるべきじゃないのかなど。あとは、製造業だけではなくて、例えばソフト産業、米沢とか白鷹でもやっていますように、ソフト産業といいますか、そういったところについてもやっぱり支援する内容のものを設けてまいりたいと。

それから、ただいま我妻議員からもありましたように、長井は残念ながら工業団地としての分譲は行ってこなかった地域でありますので、そういった意味では、企業を立地した後に道路の問題であったり水の問題であったり、あるいは水量等々いろんな課題がございますので、こういったところに対応できるように総合的に考えていくべきじゃないかなど、そのように思っておりますので、それらについて加味したものを、ぜひ来年の3月定例会で提案させていただきたいと、そのように思っておりますし、できれば12月の議会の前にでも概要だけは常任委員会の方に示させていただきながら、いろいろご意見、ご指導をいただきながら、より充実した制度をつくってまいりたいと、そのように思っているところでございます。

私の方から以上でございます。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

1点目の借地料の考え方と商工会議所の経営改善計画でございますが、先ほどお話をさせていただいたように、商工会議所の方からいただいている資料は会館運営特別会計の経営見通しでございます。これによりますと、平成23年度から15年返済に変更してもらおうというふうなこと等を前提といたしまして、商工会議所からの一般会計繰出金が平成21年度1,600万円でご

いまして、15年後には700万円というふうなことで予定をしているというふうなことでございます。

借地料につきましての市の基準等でございますが、平成14年の11月に財政課長通知で「公共施設建設用地等の取り扱いについて」という文書が出されてございます。これは市が借地をするといった場合の基準でございますが、その際には固定資産評価額の5.8%を基準として話し合いをするというふうなことにされてあります。これによりますと、坪4,700円というふうな数字になります。また、全国的には「全国用地補償基準」というのがございまして、これにつきましては正常価格の6%というのを一つの目安にするというふうなことにされているようでございます。当市といたしましては、基本的には財政課長通知並びに近傍の状況を勘案しながらやるべきだろうというふうなことで考えてございます。

先ほど会館会計の見通しにつきましてお話をさせていただいたわけですが、その際に幾つかの前提条件がございます。これまでの答弁の中で私の方からご説明をする機会を逃してしまったんですが、当初、「賃貸の地代として4,800円を考えていきたい」というふうなご説明をさせていただいたところでございますが、今回提出されております地代につきましては、近傍の長井ダム工事事務所の地代、これが坪約3,600円というふうなことで、この金額をベースにして考えていきたいというふうなことで、地代としては、この3,600円を計算した数字となっております。

次のタスへの支援についてでございますが、平成15年にタス活性化検討委員会、県等も入った検討会があったわけでございます。それらにつきましては、県、市の支援の枠組みを考えると、タス入居団体における事業の方向性等を取りまとめたところでござい

すが、先ほどお話に出されました物産館の場所につきましては、その検討会の中では直接は出されていなかったというふうに記憶してございますが、いろんな機会にお話を聞く課題であるというふうに認識してございます。

現在の物産館の場所をどのように利用するかというふうな問題につきましては、現在の物産館の場所を移動するというふうな場合に、残った場所をどんなふうにご利用するかと、テナント化した場合に入居する団体がいるのかというふうな問題点がございまして、具体化には至ってございません。また、地場産センターといたしましても、菜なポートの実績等を見ながら今後のあり方を見きわめていかなければならないというふうに考えてございます。

また、タスの支援について、利用者をふやすことが必要であるというふうなご指摘でございますが、同じ認識を持ってございます。実際、地場産センター、商工会議所、ホテル等が共同して誘客事業、例えば元旦祭あるいは産業祭などを行っているというふうに理解してございます。こういったふうなものの継続あるいは新規のものを考えていくというふうなことを期待したいというふうに思っております。

それから、昨年度から、やまがた花回廊キャンペーンを活用してタスパークホテルに食事の誘客といたしますか、団体客を誘客してございます。これは長井の五つ星弁当という弁当を中心としながら団体客を扱っていただくというふうなことで、昨年、それからことし1,500名程度の集客を見ております。こうしたふうな展開につきましては市としても積極的に支援をしていきたいと思っておりますし、今後とも展開させていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

ただ、基本的には、タスパークホテル自体の経営努力というふうなものが基本であろうというふうに思います。商工会議所の皆さん方は行

政以上に経営の指導ができる立場になるわけではございまして、ホテルの会社の方と一丸となって努力をしていただけるものというふうに考えてございます。以上です。

○町田義昭議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 それでは、大道寺議員の質問にお答えします。

私の方には浄化槽事業に関係で2点。まず第1点目ですが、浄化槽事業の設置数と実績と今後の整備目標というふうな質問にお答え申し上げたいと思います。

浄化槽市町村推進事業につきましては、平成17年度から事業実施しておりまして、今年度で6年目となります。8月10日までの地区ごとの設置基数については、多いところからでございますが、西根地区で77基、平野地区で71基、伊佐沢地区で64基、豊田地区で62基、致芳地区で33基、中央地区で15基、合計しますと322基となっております。

今後の整備計画につきましては、新地域再生計画によりまして年間70基を計画しております。計画どおり設置できれば、平成26年度における設置基数は639基となります。計画汚水処理人口3,234人のうちの35.2%となる予定でございます。

次、2点目の浄化槽設置に係る放流先の同意についてお答え申し上げたいと思います。

市町村設置型の浄化槽につきましては、市が設置しますので、市の財産として管理を行います。宅地側と放流側の排水管につきましては個人の負担となっておりますので、個人で管理していただくこととなります。特に長井市は高度処理の浄化槽を採用していますので、放流水はより水質がきれいなものとなっております。

また、放流先の接続に伴う水路管理者からの使用許可を受ける際に浄化槽の放流に係る同意を義務づけることについては、大変違法性が強いというふうなことで、現在は放流同意の義務

+

づけは行われておりません。しかし、土地改良区の管理施設多目的使用規程におきましては、使用申請において当該地区の総代と維持管理会の意見書が必要とされているため、工事における意見書添付が義務づけされております。議員のご指摘のとおり、本事業実施に当たりまして使用許可申請時における意見書の添付について簡素化していただくよう、当時の理事長、副理事長にご要望を申し上げた経過がありますが、許可におきましては地元の意見が必ず必要とのことで、改善に至りませんでした。

今年度も改めて簡素化についてお願いしたところでございますが、なかなかハードルが高いようです。以前設置していた個人設置の単独浄化槽における管理が徹底していなかった時期の感情がまだ残っている方もいるようですので、特に設置において承諾が得られない箇所については、今後とも市の方でご説明に伺いまして、ご理解を求めていきたいというふうに思っております。あわせて、土地改良区におきましても簡素化していただくよう、引き続き協議していきたいというふうに思っております。以上です。

○**町田義昭議長** 鈴木要一郎上下水道課長。

○**鈴木要一郎上下水道課長** 私からは、大きな項目の2点目、(1)と(2)についてお答え申し上げます。

初めに、公共下水道事業の未加入者の実態はどうなっているかのご質問でございますが、本市における汚水処理施設の整備状況につきましては、平成21年度末で公共下水道、特環を含め56.5%、農業集落排水8.0%、合併浄化槽、市町村設置型を含め13.6%、全体では78.1%となっております。

うち公共下水道への加入状況につきましては、公共エリア内、中央、成田、五十川地区の下水道への接続可能世帯数は5,351世帯、1万5,547人、うち加入世帯数4,254世帯、1万2,728人、

差し引き未加入世帯数については1,097世帯、2,819人で、水洗化率は世帯ベース79.5%、人口ベース81.9%となっております。

また、特環エリア内、草岡と川原沢地区は299世帯、1,146人が接続可能に対し、加入世帯数80世帯、329人、未加入世帯数219世帯、817人で、特環エリアは供用開始後3年でまだ間もないこともありまして、水洗化率は世帯ベースで26.8%、人口ベースで28.7%となっております。

全体で接続可能世帯数は5,650世帯、1万6,693人に対し、加入世帯4,334世帯、1万3,057人、未加入世帯数1,316世帯、3,636人で、水洗化率は世帯ベース76.7%、人口ベース78.2%となっております。

未加入者の理由につきましては、昨年10月、一部地区の未加入世帯を対象としたアンケート調査を行っております。その結果からも理由としまして、不況に伴う接続改造経費の相対的負担増による経済的な面や、高齢化や家屋老朽化に伴う老人夫婦、単身世帯の接続困難な状況、また将来、新築の際に接続予定あるいは下水道の整備以前から浄化槽が設置してあるなど等々で未加入者の実態としてとらえているところでございます。ただいま大道寺議員がご指摘されたとおりでございます。

次に、国の今後の汚水処理のあり方に関する検討会での議論されている内容と地方公共団体のアンケートの内容についてのご質問にお答えいたします。

今後の汚水処理のあり方に関する検討会については、現在、農林水産省、国土交通省、環境省の3省で実施されている汚水処理施設施策をなお一層よりよいものとするための方策を検討すべく、本年4月19日に関係3省合同で立ち上げたものでございます。メンバーは、各省の政務官3名に事務局、検討会についてはこれまで4月、5月、6月の計3回開催されております。

その内容につきまして、各省ホームページ上に公開されております議事概要によりますと、第1回目は各省の汚水処理事業の概要説明、2回目と3回目は地方公共団体のアンケート調査内容について、その他となっております、具体的な議論については今後というふうにとらえております。

なお、今後のスケジュールについては、既に実施済みの地方公共団体のアンケート調査及びヒアリングの実施、有識者等委員会の設置など、平成22年度中をめどに取りまとめを行う予定となっているようでございます。

次に、アンケートの内容と市としての回答についてのご質問でございます。アンケートは、都道府県知事、市長、村長、事務担当者向けの3種類で、内容は汚水処理に関する現状と課題、効率的な汚水処理に向けた施策提案となっております。市長、担当者向け、合わせて10項目の質問がありますが、その中から主な項目2つについてお答えをいたします。

1つ目は、汚水処理施設の役割の項目から、質問は、下水道、農業集落排水と浄化槽等の汚水処理施設の整備に関する都道府県整備構想のもととなる市町村が策定する計画をする際の①具体的な手順、②首長本人のかかわり方、③課題あるいは対応方針についてというようなことです。回答につきましては、①手順ですが、第2次県全域生活排水処理施設整備基本構想の見直しに伴いまして、3事業、下水道、農集、合併浄化槽の経済比較等により最適な事業を選定をしています。②首長のかかわりについては、主務部局より計画概要等の説明を受け、最終的な決裁、③課題と対応方針は、経済性の比較はもとより、地域、市民間でのサービスの享受及び負担の公正というようなことで、負担については受益者負担とか使用料等のことでございます。

2つ目については、大道寺議員の質問の中に

もございましたが、下水道への接続義務について、現行制度では下水道が供用開始された場合、その地域について原則として下水道に遅滞なく接続をしなければならないとされております。良好に管理されている合併浄化槽についても一律の接続義務を課すべきかどうかについては、さまざまな意見があるというようなことから、これらの考え方についてというふうな質問でございます。

回答といたしまして、基本的には現行制度に基づき進めており、既存の供用開始依頼における接続については、既に浄化槽を設置している世帯の対応や接続に係る個人の経費負担、また単身老人、老朽化家屋の増加等のさまざまな課題があります。法適用による強制的な対応は現実的でなく、これまで同様、エリア内での新規の浄化槽設置は認めないなど、ある程度時間的な経過を待ち、推進を図りたいというふうな、以上の回答をしております。

私からは以上でございます。

○町田義昭議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 答弁いただきまして、ありがとうございました。

タスの底地の関係は、ずっとこれまで3人の議員の皆さんから質問したのと重複しましたので、その内容と同じなわけですけれども、先ほどの市民にとってというお話の理由は理由で、そのとおりだと思うんですけれども、結局まだ市民にとってタスというのは気軽に行けるというところの、何かすべてがそういう感じになってないというのがあって、その辺が非常にやっぱり問題なのかなと。これからの課題で申し上げたように、利用者をどうふやすかというのは、市民の皆さんにもっとどんどんそこを使っただけのような施設にしなきゃいけないということを含めて、私はそのところをもう少しこれから考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。

+



それと同時に、そこには雇用されてる方がおられるわけですね。市長が先ほど企業立地基金のところで雇用のことを強調されたわけですが、現実雇用されてるわけです。その雇用の場なんですね、大事な雇用な場であるということ。しかも聞いている範囲では、タスパークホテルの従業員は、ほとんど俗に言うボーナスはここ数年出てないと、こういう話のようなんですね。そういうことも含めて考えますと、そのことも一つの今回の判断の材料になるべきではないかと、こういうふうに思うんです。

大事なものですからぜひ商工観光課長にお聞かせいただきたいんですが、「何年もボーナスなんていうのはないんだ」と、こういう話を聞いているんですが、その辺の実態は把握しておられますでしょうか。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

ホテルの状況につきましては、20年度だったでしょうか、実際の経営指標をいただいているだけでございます。基本的に従業員の状況等について報告を求め、あるいはいただいたことはございません。

○町田義昭議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 私はそういうふうにお聞きしておりまして、ホテル業、これからいろんなことで経営改善していくというときに必要なのは、やっぱり人材なんですよ、ホテル業というか、いわゆるサービス業は。だから本当に生活できなければ、もう完全にそこで雇用なんてならないとすれば根本から狂ってきますんで、やっぱりその辺はきちっと支援の一つとして挙げておかなきゃいけないんでないかというふうに私は思ったところでございます。

あと、借地料の考え方についてお伺いしたんですが、先ほどの答弁では、坪4,800円で借地料設定ということが補正予算に出てるわけですが、商工観光課長のお話ですと、商

工会議所からの計画では、その前提条件が3,600円だと、こういうことになってるということなんですけども、その辺はこれからどういう交渉になるんでしょうか。補正では4,800円で主張をしていくわけですが、商工会議所としては恐らく「3,600円でないとなかなか経営は改善しないんだ」と、こういう言い分なんだろうと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか、お願いします。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

補正予算の提案の際には4,800円というふうな今までの地代費、地代率といいますか、それを考えて補正予算案を提示させていただいたところでございますが、財政当局とも相談をしながら、近傍の長井ダム工事事務所におきましてはこんなふうな数値でいただいているというふうなことがございますので、それと同じレベルで考える必要があるのではないかというふうなことでお話をさせていただきまして、それに基づきまして商工会議所の方で積算をしてきたというふうなことでございます。正式には今後になるわけですが、私の方の立場といたしましても3,600円を地代としてというふうに進めていきたいというふうに考えてございます。

○町田義昭議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 提案を今受けているわけですし、今の答弁ですと3,600円になりそうですよね。3,600円というのは、結局こちらでどうかということを示したから、それに基づいて計画をつくったということでしょう、今の言い分ですと。

私は、さっき言ったように、借入金返済できなかった、土地は買いました、しかし、その一方では経営改善になっていきませんとなると、きのうの質問のように、最後全部、建物を含めて市が持つんですかという議論まで行っちゃうんで、ここはもう少しきちっと踏まえて提案な

りをしていただかなければいけないと思うんですけど、3,600円でいいのかどうかというのも、まだわからないということですよ、これから交渉するということですよ、今の答弁です。それでどうかということですから、それで決まりそうなんだろうけど、ぜひそれはきちっと、これから予算委員会なり、あるいは常任委員会等ありますから、そこはきちっとまとめて、また質問あると思いますから、しといていただきたいというふうに思います。

あと、企業立地基金の関係ですけども、市長から言われた新たなものの考え方というのは私は大賛成なんです、これ。ただ、それは企業立地基金を今廃止するのと新たにつくるのというふうに分けると、こっちの方はわかるんですよ、新たにつくるのは。ただ、恐らくこれをやりますと、きのうの答弁ですと、恐らく1億円程度でまた新たにやるということなんですけども、私はこれでは足りないと思うんですよ、今度ね。それであれば、きのう高橋議員が言われたように、今のところ廃止しないでそのままいって、その中身を変えていくと、名前も変えていくと、こういうふうにしたら1億2,000万円に新たに増額しながら2億円とか、そういうものであれば非常によりいいことになるんだと思うんです。

そういうことも含めて、やられることは大変いいことだと、特に雇用等はこれから重要ですから非常にいいことだというふうに思ってまして、ぜひ、先ほどの我妻議員も言われたように、9月の補正で財政調整基金も、あるいは繰上返済の部分も全部やるんだというのは、どうも釈然と私もしておりませんで、その辺は結果、繰上返済というのは12月とか来年の3月の補正、ある程度、今年度の決算がどういう見込みになるのかという段階でも遅くないわけですよ、そういう意味では。だからその辺は少し釈然としないなと思いますが、これ以上やりとりして

も同じ回答だと思いますから、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

あと、2番目の生活排水の関係なんです、これ1つだけお聞きしたいのは、いわゆる未加入ですね、特に公共下水道の未加入の実態というのは、結果としては非常にまだ未加入の人が多いわけですね、1,097世帯、特環除きますとこれだけあると。前々からこれ問題になってるんですよ。最初から来るというエリアに後で追加されたところは、待ってられなくて合併浄化槽を先にしてしまったと、ところが、後で来たんで「接続しなさい」、「受益者負担金払いなさい」と、こう言われると、「いや、何だ」というふうに、いつもそこ議論になるんですよ、住民なんかと説明会をします。それは上下水道課長もよくご存じだと思うんですけども。

公共下水道、特環も、もうすぐ、あと2年か3年後で全部終わりますよね、区域はほとんど。

(「6年です」の声あり)

○4番 大道寺 信議員 6年。そうすると、今、未加入者というのは受益者負担金払ってないわけですよ、接続してない、加入してない人は、未加入の人は。もらってるんですか。未加入でももらって人もいると、全くもらってない人もいます。だからいろいろ聞いてみると、どうしてもそういうものについては、いわゆる猶予措置できるという方法で猶予みたいな格好になってるという話も聞いたことあるんですけども、いずれそのところははっきりしないといけないのではないかなと思うんです。

国の方では、法的に接続の部分については今検討を加えているようなんですけども、法的にやるのがいいかどうかということですよ、その法を変えようというような話も出てるようなので、その辺のところもどうするかというのは検討しとかなきゃいけないんだと思うんですけども、それについては上下水道課長、いかがでしょうか。

○町田義昭議長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

まず、未加入というか、加入率が100%にならないということがあります。実質事業というか、整備がまだ続いている状況で、毎年、加入世帯がふえるということから分母が大きくなりますので、必ずしも100%にはならないというような状況でございます。

なお、あと、受益者負担金の未納関係でございますが、供用開始後、賦課というふうな格好になりますけれども、当初から納めていただけない方についてはごくわずかな方で、あと加入している方については、加入時において受益者負担金なり市税が未納だった人については許可ということになってございませんので負担金についてはいただいておりますが、ただ、途中から滞ったという方もございまして、そういった関係での未納額というような形になってございます。

おっしゃるように、利用しない方も負担をいただくというのは、私も疑問というふうには感じてるところでございますので、今後その辺については、下水道審議会なり、また国の今回の検討会での議論等もあると思いますので、国の方でも明確に示していただければ、そのようなことで市としてもやっていきたいというふうに思います。以上です。

○町田義昭議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 いろいろな課題ありますけれども、今の最後のところは、接続したら特に老人世帯のところは、もう跡取りいないからおれは自分のところで水洗なんかなくていいんだという方まで結局全部行くということは間違いないですよ。だけど、それはある程度猶予もあって、ほとんどいないっておっしゃるんですけども、そういうことも含めての問題点ですので、国の動向もあるということですし、6年後はもうすべて公共下水道整備になりますから、そのときになって、またああでもない、こ

うでもないということじゃなくて、その間にどのような対応ができるかということをご検討いただきたいというふうに思います。

以上を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○町田義昭議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

## 散 会

○町田義昭議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時53分 散会